

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 河本組

平成18年12月

(社)全国林業改良普及協会

I 株式会社河本組の概要

1. 申請者名称・所在地 株式会社 河 本 組
代表取締役 河 本 紀 六
広島県山県郡安芸太田町大字遊谷 665-1
2. 認定事業体 株式会社 河 本 組
代表取締役 河 本 紀 六
3. 事業内容・業種 ・木工部・・・木製品の企画・設計・製造・販売・施工
・土木部・・・土木建設業等
・環境事業部・リサイクル業務等（木質チップ・木炭製造）
造粒土・腐植土製造
・メンテナンス事業部・・・コンクリート構造物の診断・補修
・機械鉄工部・・・モノレール施工
鋼材加工の設計・製造・施工

4. (株)河本組の概要

株式会社河本組は、昭和28年、土木建設会社として設立。主に、道路・橋・ダム建設などの国土整備事業を地元業者とともにに行い、地域発展に努めてきた。

治山治水工事には、コンクリートが多用されてきたが、もともと林業の盛んな地域であることから、間伐材等地域木材の使用が見直されてきている。

昭和62年、本社敷地内に木材加工工場を建設し、木工部を設立した。

さらに町内に1次加工工場を建設し、製材加工・モルダー加工・丸棒加工のできる設備を整えてきている。

当初から間伐材を使用した丸太階段等、土木資材が主体であった。

これら木製の資材は、木の『腐る』という欠点を、回収不要の材料として、逆に活かした製品であり、廃プラや鋼製商品の代替品として採用されてきた。

現在でも、建築材料としての利用の他に、土木的発想と環境保全を目的に木製品の開発をし、生産から販売・施工まで行っている。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、建設の各段階で混在しないよう分類し、認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を定めている。

8月28日／書類確認

10月25日／ ”

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋	俊幸
木構造振興株式会社専務取締役	西村	克美
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤	修
同	児島	裕
同	野田	昭一
同	大竹	秀一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 株式会社河本組の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「株式会社河本組審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「株式会社河本組審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、株式会社河本組は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

株式会社河本組（広島県山県郡安芸太田町大字遊谷）は、主に、道路・橋・ダム建設などの国土整備事業を、地元業者とともに行う土木建設会社である。

昭和62年より木材加工にも取り組み、土木資材への間伐材等の地域材の積極的な利用を始め、実績を上げている。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

コンクリートや鋼材が多用される治山治水工事等に、先駆的に地域の間伐材等を活用してきた実績があり、事業体として妥当である。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

現在SGEC森林認証審査中である広島県の安田林業他と、連携を取りながらの認定事業体申請であり、現在も継続的な取引関係がある。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

同社の資材は、木の『腐る』という欠点を、回収不要の材料として、逆手にとった製品として実績を上げてきた。現在も、建築材料としての利用の他に、土木的発想と環境保全を目的とした木製品を開発し、生産から販売・施工まで行っている。

S G E C 認定事業体認定の取得を契機に、地域の関連業者に認証材への認識を広め、地域材を求める顧客獲得を意図している。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

株式会社河本組では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の加工・管理計画書」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同社木材加工工場には、製材品及び部材倉庫があり、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

株式会社河本組では、分別・表示管理を担当するS G E C 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。

なお、「S G E C 事業体組織図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ S G E C 認定事業体組織図
（認証林産物の分別・表示管理体制）